

ガスに関する主要な供給条件の説明書・ガス供給申込書

お客さまが伊奈都市ガス株式会社（以下「当社」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、ガス小売供給約款に定めています。ガス小売供給約款は、当社のほか、当社ホームページでもご確認いただけます。

1. ガス使用の申し込み及びガス使用契約の成立

- ・当社によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめガス小売供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- ・申し込みの受付場所は、当社といたします。
- ・ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。

2. 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則として、所定の手続きが完了した後に到来する定例検針日の翌日となります。当社の料金メニューや最終保障供給からの切り替えの場合も同様といたします。

なお、お引越（転入）の場合は、お客さまが希望した日を基準として協議することといたします。

（使用開始予定日が具体的に決定している場合は記入）	（西暦）
---------------------------	------

	年	月	日
--	---	---	---

3. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更及び解約

- ・契約の変更及び引越（転出）等に伴う解約については、当社までご連絡ください。
- ・他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先のガス小売事業者へ申し込みください。

4. 当社からの契約の変更及び解約

- ・当社は、ガス小売供給約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとします。その場合には、あらかじめ当社のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ・ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- ・あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ・ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含みます。）の合計といたします。
- ・ご契約いただくガス料金メニューは、「ガス料金表」に定めます。
- ・上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- ・実際に適用する単価（円/m³）は基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ・ガス料金は、口座振替又は払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきます。
- ・当社はお客さまの使用量などを、原則として「検針結果のお知らせ（検針票）」にてお知らせいたします。

6. ガス料金のお支払い方法

- ・ガス料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。



7. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- ・当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- ・供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、消費機器は13Aと表示されている消費機器が適合いたします。

熱量		ガス栓の出口における圧力		燃焼性 (ガスグループ)
標準： 45MJ	最低： 44MJ	最高： 2.5kPa	最低： 1.0kPa	13A

8. ガス工事

- ・ガス工事が必要な場合は、別途定める契約条件に基づき申し込みをしていただきます。
- ・ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまにご負担いただきます。

9. お客さまの責任及び協力のお願い

- ・ガス使用にあたり、保安等の観点からご承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
- ⑤ 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

説明後お客さま確認欄		説明後説明者記入欄		
ご住所	契約年月日	(西暦)	年	月 日
	供給地点 特定番号	7 0 0 0 7 - -		
お名前	ご契約種別	1. ガス小売供給約款 2. ガス暖房契約		
ご連絡先	ガス料金のお支払方法	1. 口座振替 2. 払込み		

緊急時の連絡先
ご住所
お名前 (続柄)
ご連絡先

個人情報の保護方針
この書類にご記入いただいたお客さまの個人情報は、ガスの供給及び保安の確保のほか、当社及びグループ会社・協力会社等で取り扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等及びこれらに附帯する事業・業務等に利用させていただきます。 これらを円滑に行うため、お客さまの個人情報は、当社・グループ会社・協力会社等で適正な管理により共同利用させていただきます。

ガス小売事業者
伊奈都市ガス株式会社 (小売登録番号：当社に掲示します) 埼玉県北足立郡伊奈町西小針 6-64 ご連絡先 0 4 8 - 7 2 8 - 4 1 6 1 (24 時間電話受付)